

FAQ

No.	項目	質問内容	回答
1	補助対象者	会社の本社は札幌市内にあるが、営業する宿泊施設は札幌市外にある。この場合は対象となるか。	対象外です。
2	補助対象者	営業している宿泊施設は札幌市内にあるが、本社が札幌市外にある。この場合は対象となるか。	対象です。
3	補助対象者	札幌市内で複数の宿泊施設を営業しているが、それぞれ申請できるのか。	申請可能です。1施設あたり、1回の申請が可能です。なお、「1施設」とは、営業許可単位とします。
4	補助対象者	上限額まで補助金交付を受けていないが、差額分をもう一度申請することは可能か。	申請できません。1施設あたりの申請回数は1回が限度となります。
5	補助対象事業	要綱3条(1)～(4)の4つの事業のうち、どれか1つを選ばなければならないか。複数の事業を申請することも可能か。	1回の申請であれば、複数のメニューを申請することが可能です。(例：多言語対応に資する取組を20万円分、多様な文化等への対応に資する取組を10万円分申請)
6	申請	納税証明書はどこで取得できるか。	市税事務所にて発行しています(税務署ではありません)。取得手続きの方法は別資料「納税証明書の取得方法」をホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
7	申請	納税証明書はどの種類のものか。	法人に対して課されている札幌市税の全て(法人市民税・固定資産税など)に滞納がないことが確認できる納税証明書(指名願)を提出してください。
8	申請	申請から交付決定までどのくらい時間を要するか。	不備なく交付申請書を受領後、概ね10日程度の見込みです。(申請状況により変動しますのでご了承ください。)
9	補助上限額	複数の宿泊施設を同一事業者が営業している場合、補助上限額はいくらか。	施設ごとでの申請となるため、施設ごとで補助上限額が適用されます。(例：1事業者が、Aホテル、Bホテルの申請を行った場合、Aホテルで上限30万円、Bホテルで上限30万円となる。)
10	補助上限額	要綱3条から複数の事業を申請する場合、補助上限額はどのようになるか。	複数事業の申請であっても、補助上限額は1施設あたり30万円となります。(1事業ごとに上限30万円ではありません。)

※ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。